

羽の情報便



教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間、祖父母等(直系尊属である贈与者)が子や孫等(受贈者)に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、当該子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。

(非課税となる教育資金の範囲と金額)

学校等(例:大学・高校等)に支払われる入学金その他の金銭⇒最大1,500万円

※ 学校等以外の者に支払われる金銭(例:塾や習い事の月謝等)のうち一定のものについては、上記1,500万円の範囲内で最大500万円

(贈与者となりうる方)

受贈者の直系尊属(曾祖父母, 祖父母, 父母)

(受贈者の年齢制限)

30歳未満

(当初の手続)

・本非課税措置に対応した貯金等の商品を取扱う金融機関で、専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預入等していただきます。

・口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります

・専用口座の開設に当たっては、受贈者から所定の申告書(教育資金非課税申告書)を取扱金融機関に提出いただきます。

※ 取扱金融機関以外の金融機関に預入等されても、本非課税措置の適用を受けることはできません。

(専用口座について)

・開設可能な専用口座は、受贈者お一人につき1つです。専用口座を1つ開設された受贈者は、他の取扱金融機関や口座開設された金融機関における他の店舗も含め、他に専用口座は開設できません。

※ 2口座以上開設された場合には、1つを除き無効となります。

・受贈者が30歳に達した日などに専用口座は終了します。

(教育資金の払出し)

専用口座から払出された資金を教育資金としてご利用されたことを確認するため、学校等からの領収証等を取扱金融機関に提出いただきます。

領収書等の提出がない払出しや教育資金目的外の払出しは課税対象となります。

一度贈与された資金は贈与者に戻すことはできません。よって、贈与者が老後資金等を充分にご準備されていることが重要です。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

今月のコラム



猛暑の夏から、最近朝晩特に肌寒く感じ、首都圏でも薄手のコートを着ている方を見かけるような時期になってきました。紅葉の季節ですね。秋冬の風情をあらわす風の名前、いくつご存知ですか?

台風って言わないで下さいね。(間違っではないませんが)「順風」「疾風」「旋風」など、風には二〇〇〇以上の名前があるそうです。

その多くが漁師や農家の方がつけたもので風との関りがいかに深いといえます。

秋風に吹く風の名前と言え、「野分」「いなさ」「金風」「木枯らし」「おろし」「空風」等があります。その名前を聞けば風の情景まで浮かんできます。

昔は台風のことを「野分」と言いました。「野分」と聞くとき、まさに風情溢れる名前だと思ってしまうのですが、結局は世の中に甚大な被害をもたらす台風ではありません。

遡ること鎌倉時代、元の国のフビライは、日本を属国に従えようと大軍を送ってきました。

これを元寇と言いますが、この時、台風が吹き一夜にして元の大軍を蹴散らしてしまいました。そして日本は救われたのです。これが俗に言う神風と呼ばれるものでした。

人間が受ける影響によって、風は善にも悪にもなります。風は名前を変え、それによって人間は四季を感じ、共存して行くしかありません。

自民党の追い風、アベノミクスは、どこまで吹き続けるのでしょうか?

少なくとも私の周りは、まだ吹いておりません(笑)季節の変わり目は、体調を崩しやすいので、皆様風邪にはくれぐれも注意して下さい。



会計経理事務コストを大幅カット!

一記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたしますー

◆ 記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆ 伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



健康には注意して
お仕事頑張りましょう!



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
<http://www.plus-management.jp>



お客様からのQ & A

この度、離婚が成立し子供は妻が引き取って、面倒をみることになりました。現在、子供と私の住所が違います。この場合、子供は扶養控除の対象となるかお聞きしたいのですが、妻には収入がありません。子供の養育費については、私が全部負担をしています。

離婚により親族関係が終了した場合には扶養控除を受けることができませんが、この場合、子供の養育費について全面的に負担をしているという理由から、子供さんが納税者（この場合ご主人）と生計を一にしているかがポイントとなります。質問内容より判断してこの場合、子供さんと生計を一にしていると思いましたが、子供さんについては、扶養控除の対象としてもよいと思います。

なお、この場合ご主人が子供さんを扶養控除として扶養控除を行った場合には、他の一方の納税者（この場合離婚された奥さん）からは、その子供さんについての扶養控除は受けることができません。つまり、双方からダブって扶養控除を行うことができませんので注意してください。



税金・保険のまめ知識（第77回） 家賃収入による消費税について

貸家の家賃収入には消費税がかかるものと、かからないものがあります。その違いはどこにあるのでしょうか？

それは、建物が居住用か非居住用かで、消費税がかかるかどうかが分かります。

アパート、マンション等の居住用建物の家賃は非課税取引で、貸店舗、貸ビル、貸倉庫、貸工場等の非居住用建物の家賃は課税取引になります。

個人に貸すか、事業者に貸すかでは違いがありません。あくまでもその貸家がどのように利用されるかによって、課税、非課税が決まります。

よって、事業者（法人や個人事業主）に対して貸した場合でも、居住用ならば非課税となります。

しかし、実際には貸家がどのように利用されているかは貸主には把握できない場合があります。その場合は契約書等で居住用として貸していれば非課税として構いません。

家賃のほかに管理料を取る場合は、家賃と同様に扱って問題ありません。しかし、家賃等の管理費負担額とは別の名目で水道料や電気代の負担として管理料を徴収している場合は課税となるので注意して下さい。

土地の賃貸による収入は非課税ですが、青空駐車場でも月極駐車場のようなのは、土地の賃貸でなく設備の賃貸とみなされるので、課税取引となります。

但し、一戸当たり一台以上の駐車スペースが確保されている等、住宅の貸付に付随しており、居住用の貸家契約と一体として契約される場合は、駐車場代を含めたすべてを非課税として扱ってよいことになっています。



11月の税務カレンダー

- 11月11日（月）
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月15日（金）
所得税の予定納税額の減額申請
- 12月2日（月）
 - 9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
- 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- 個人事業税の納付（第2期分）
- 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付



生命保険の基礎知識 (13)

～保険の約款を読んだことありますか？～

保険料計算の3要素

生命保険の保険料は、次の3つの予定率（契約時に予定された基礎率）をもとに計算されています。

（予定死亡率）

過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数（生存者数）を予測し、将来の保険金などの支払いにあてるための必要額を算出します。算出の際に用いられる死亡率を予定死亡率といいます。

（予定利率）

生命保険会社は資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで、その分だけ保険料を割り引いています。その割引率を予定利率といいます。

（予定事業費率）

生命保険会社は契約の締結・保険料の収納・契約の維持管理などの事業運営に必要な諸経費をあらかじめ見込んでいます。これを予定事業費率といいます。



※この予定率は保険種類や契約時期によって異なります。



ちよっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (51)

アベノミクスの語源は？



アベノミクスは自民党の中川秀直さんが付けた言葉です。アメリカ合衆国の第40代大統領（任期：1981年1月20日-1989年1月20日）ロナルド・レーガン(1911-2004年)が行った経済政策である「レーガノミクス」にちなんで名づけられました。

ただし、アベノミクスとレーガノミクスの政策は異なり、アベノミクスが、①大胆な金融政策②機動的な財政政策③民間投資を喚起する成長戦略でデフレーション脱却による景気回復を目指したのに対して、レーガノミクスは、景気後退局面でありながら、物価が上昇するスタグフレーションな状態を、減税政策による消費拡大で歳入額を増やし、お金の供給量を減らす事でインフレ抑制し、そのお金を軍事力強化に当てる政策でした。

※スタグフレーション（stagflation）とは経済現象の一つです。stagnation（停滞）、inflation（インフレーション）の合成語で、経済活動の停滞（不況）と物価の持続的な上昇が共存する状態を指します。